

平成22年3月29日

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間
がある記録にかかるサンプル調査の実施状況について（中間集計）

I. 調査の趣旨等

(→ 別紙1、2参照)

II. 本人調査の実施状況

○ 調査対象者数： 2,000人 (受給者1,500人、受給者以外500人)

うち2月末までに調査実施： 1,538人 (受給者1,159人、受給者以外379人)

(注) 受給者・受給者以外の別は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況による。

1. 2月末までに調査を実施した上記1,538人の状況

* () 内は、上記1,538人に対する割合

① 面談調査を行うことができた	1,050人 (68.3%)
② 調査対象者が死亡	26人 (1.7%)
③ 調査対象者の住所が不明	62人 (4.0%)
④ 調査対象者の入院などにより面談が困難	87人 (5.7%)
⑤ 戸別訪問を繰り返し試みたが、調査対象者が不在	166人 (10.8%)
⑥ 調査に応じていただけなかった	106人 (6.9%)
⑦ 脱退手当金の支給が取り消され、脱退手当金の支給対象期間が支給対象外期間に訂正されていた	14人 (0.9%)
⑧ 脱退手当金の支給日前の厚生年金加入期間がすべて脱退手当金支給対象期間となっていた	27人 (1.8%)

(注) 上記⑦及び⑧のケースは、調査対象者を抽出した際のデータとのタイムラグにより生じたもの。

2. 面談調査を行うことができた上記1,050人の調査結果

* () 内は、上記1,050人に対する割合

(1) 実際に脱退手当金の支給を受けたか

① 支給を受けた	723人 (68.9%)
② 支給を受けていない	113人 (10.8%)
③ 覚えていない	214人 (20.4%)

(注) 上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

(2) 上記(1)の回答が①(支給を受けた)であった方(723人)の状況

ア. どのように脱退手当金の支給を受けたか

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 自分で請求して直接支給を受けた | 338人 (32.2%) |
| ② 事業所を通じて支給を受けた | 259人 (24.7%) |
| ③ 覚えていない | 126人 (12.0%) |

(注) 上記①には「たぶん自分で請求して直接支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて支給を受けたと思う」との回答があったケースを含む。

イ. 上記ア. の回答が②(事業所を通じて支給を受けた)であった方が、脱退手当金の請求や受取りについて委任状を書いたか

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 委任状を書いた | 17人 (1.6%) |
| ② 委任状は書いていない | 85人 (8.1%) |
| ③ 覚えていない | 157人 (14.9%) |

(注) 上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

ウ. 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の支給対象外となっている加入期間がある理由や経緯について心当たりがあるか

- ① ある 260人 (24.8%)

* 主な回答

- 支給対象外期間について、加入していたことを知らなかつた（加入していたかどうか覚えていなかつた）。
- アルバイトやパートであったこと、短期間の勤務であったことから加入していたと思っていたといなかつた。
- 被保険者証を持っていなかつたため、再就職の際に新たな番号で加入したなど、別の番号で加入していた。
- 再就職の際、会社に前の加入歴（番号）を伝えなかつた。
- 脱退手当金の手続きを会社が行つたため、担当者は支給対象外期間のことが分からなかつた（と思う）。
- 支給対象外期間については年金請求手続きや年金相談の際など後から判明した。
- 全ての加入期間を含めて支給されるという制度を知らなかつた。

- ② ない 463人 (44.1%)

エ. 心当たりがある場合、手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている 9人 (0. 9%)

* 持っている資料として提示のあったもの

- 厚生年金保険被保険者証
- 年金手帳
- 脱退手当金支給決定通知書
- 厚生年金被保険者期間回答書（旧姓での被保険者期間の照会への回答）

② 持っていない 714人 (68. 0%)

(3) 上記(1)の回答が②(支給を受けていない)であった方(113人)の状況

ア. 退職時に、事業所から退職金などの一時金の支給を受けたか

① 支給を受けた 24人 (2. 3%)

② 支給を受けていない 69人 (6. 6%)

③ 覚えていない 20人 (1. 9%)

(注) 上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

イ. 脱退手当金以外の社会保険の給付（傷病手当金、出産育児一時金など）について、事業所を通じて受け取ったことがあるか

① 事業所を通じて受け取ったことがなかった 90人 (8. 6%)

② 事業所を通じて受け取ったことがある 2人 (0. 2%)

③ 覚えていない 21人 (2. 0%)

(注) 上記①には「たぶん事業所を通じて受け取ったことはなかったと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて受け取ったことがあると思う」との回答があったケースを含む。

ウ. 上記イ. の回答が②(事業所を通じて受け取ったことがある)であった方が、当該給付の請求や受取りについて委任状を書いたか

① 委任状を書いた 0人 (0. 0%)

② 委任状は書いていない 2人 (0. 2%)

③ 覚えていない 0人 (0. 0%)

(注) 上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

エ. 当時の事情を確認する手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている 1人 (0. 1%)

* 持っている資料として提示のあったもの

- 厚生年金保険被保険者証（脱 表示あり）

② 持っていない 112人 (10. 7%)

才. 記録回復の申立てを行うか

- ① 行う 59人 (5.6%)
- ② 行わない 28人 (2.7%)
- ③ 考えさせてほしい 26人 (2.5%)

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない 被保険者期間がある記録に係るサンプル調査について

1. 調査の趣旨

脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録（以下「該当記録」という。）について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われていたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。

2. 調査方法

(1) 調査対象

- 該当記録（約19万件（別紙2参照））から、2,000件（受給者15,000件、受給者以外500件）のサンプルを抽出。（死亡が確認されている者の記録を除く。）

(2) 調査方法

① 本人調査（本人居住地管轄年金事務所において実施）

- ・ 年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して聞き取り調査を行う。
- ・ 聞き取り調査における主な質問事項は以下のとおり。
 - ア 実際に脱退手当金の支給を受けたかどうか
 - イ 上記アで、脱退手当金の支給を受けたとの回答の場合
 - 脱退手当金対象外の被保険者期間が残った原因についての手がかりとなるような情報について（当該脱退手当金請求時の経緯など）
 - ウ 上記アで、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合
 - そのような記録となった原因についての手がかりとなるような情報について（退職金の受給状況、当時の事情を知っている可能性のある事業所関係者の情報、被保険者証等の関係資料の有無など）
- ・ 本人調査の結果は、各年金事務所から機構本部に報告させる。

② 事業所調査（事業所管轄年金事務所において実施）

- ・ 本人調査において、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合であって、(ア) 事業所が現存している場合、又は(イ) 事業所は現存していないが、本人から当時の事情を知っている可能性がある事業所関係者の情報が聴取できた場合においては、事業所に対して調査を実施。
- ・ 当該調査においては、当該事業所において脱退手当金の代理請求を行っていたかなど、当時の事情について事業所関係者から聴取するとともに、関係資料が残されていないかについて調査を行う。

脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎と されていない被保険者期間がある記録の抽出について

1. 抽出作業の趣旨

- 本来、脱退手当金を支給する際には、支給日より前のすべての厚生年金被保険者期間を計算の基礎とすることとされている。
- しかしながら、支給日より前の被保険者期間の一部が脱退手当金の計算の基礎とされていない事例があることが指摘されているところ。
- 今回、こうした事例の実態調査を行うための基礎データを得るため、厚生年金被保険者記録から当該事例に該当する記録を抽出する作業を行った。

2. 抽出方法

- オンライン上の厚生年金被保険者記録（注）から、脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間が脱退手当金の支給日より前にある記録（以下「該当記録」という。）を抽出。

（注）作業期間の短縮のため、旧社会保険庁においてオンライン上の被保険者記録等を解析サーバに取り込んだデータ（平成20年5月時点のもの）を使用。

3. 抽出結果

- 該当記録の件数 : 191,699件

うち、男性 10,901件
 女性 180,798件

年金受給状況別・男女別内訳

(単位：件)

	男 性	女 性	計
受給者	1,020	135,785	136,805
受給者以外	9,100	37,325	46,425
死亡者	781	7,688	8,469
合 计	10,901	180,798	191,699

※ 受給状況・死亡状況は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況を反映。

(参考) 脱退手当金の裁定総件数（昭和21年度～平成19年度）：644万件

厚生年金保険脱退手当金の受給要件の変遷について

期 間	男 子	女 子
昭和17年 6月～	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者期間3年以上20年未満(年齢制限なし) <ul style="list-style-type: none"> ①死亡したとき ②資格喪失後さらに被保険者となることなく、1年を経過したとき 	同左
昭和19年 10月～	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者期間3年以上20年未満(年齢制限なし) <ul style="list-style-type: none"> ①業務外の事由により死亡したとき ②資格喪失後さらに被保険者となることなく、1年を経過したとき ○上記のほか、被保険者期間6か月以上3年未満(年齢制限なし) <ul style="list-style-type: none"> ①業務外の事由により死亡したとき ②陸海軍に徴集又は召集により資格喪失したとき ③50歳を超えてが初めて被保険者となったものが資格喪失したとき ④徴用解除により資格喪失したとき ⑤国民動員実施計画により集団移入した半島人労務者が契約期間満了により資格喪失したとき ⑥政府が厚生年金保険法の適用事業所の全部又は一部を買収したため、一定の共済組合の組合員になったことにより資格喪失したとき ⑦教派、宗派及び教団の教師僧侶で勤労動員された者が資格喪失したとき ⑧志願により兵籍に編入されたことにより資格喪失したとき ⑨戦争終結による事業所の廃止、休止または縮小により資格喪失したとき ⑩法改正に伴い年少者の坑内就業及び深夜業禁止により資格喪失したとき ⑪軍需補償打切による事業所の廃止、休止又は縮小により資格喪失したとき 	<p>左記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者期間6か月以上3年未満(年齢制限なし) <ul style="list-style-type: none"> ①婚姻のため資格喪失したとき ②女子勤労挺身隊員が資格喪失したとき ③法改正に伴い婦女子の坑内就業及び深夜業禁止により資格喪失したとき
昭和22年 9月～	○被保険者期間6か月以上20年未満が資格喪失したとき(年齢制限なし)	同左
昭和23年 8月～	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者期間5年以上20年未満 <ul style="list-style-type: none"> ①死亡したとき(年齢制限なし) ②資格喪失後50歳を超えた時又は50歳を超えて資格喪失したとき ○被保険者期間6か月以上20年未満の者が死亡により資格喪失したとき(年齢制限なし) 	<p>左記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者期間6か月以上20年未満の者が婚姻又は、分娩のため資格喪失したとき(年齢制限なし)
昭和29年 5月～	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者期間5年以上 ○55歳到達後に資格喪失又は資格喪失後に被保険者となることなく55歳到達 	○被保険者期間2年以上の者が資格喪失したとき(年齢制限なし)
昭和36年 11月～	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者期間5年以上 ○60歳到達後に資格喪失又は資格喪失後に被保険者となることなく60歳到達 	<p>同左</p> <p>(昭和40年6月～昭和53年5月)</p> <p>○被保険者期間2年以上の者が昭和53年5月末までに資格喪失したとき</p>
昭和61年 4月～	<ul style="list-style-type: none"> ○60歳到達後に資格喪失又は資格喪失後に被保険者となることなく60歳到達 ○被保険者期間5年以上 ○昭和16年4月1日以前に生まれた方 	同左

別紙4

(参考1)オンライン記録上の脱退手当金の支給日の時期別(中間集計)

質問事項	昭和29年4月以前 (26人)	昭和29年5月 ～昭和36年10月 (128人)	昭和36年11月 ～昭和40年5月 (172人)	昭和40年6月 ～昭和53年5月 (709人)	昭和53年6月 ～昭和61年3月 (3人)	昭和61年4月以降 (12人)	合 計 (1,050人)
(1)実際に脱手の支給を受けたか							
①受けた	11人(42.3%)	70人(54.7%)	105人(61.0%)	523人(73.8%)	3人(100%)	11人(91.7%)	723人(68.9%)
②受けていない	3人(11.5%)	23人(18.0%)	24人(14.0%)	62人(8.7%)	0人(0.0%)	1人(8.3%)	113人(10.8%)
③覚えていない	12人(46.2%)	35人(27.3%)	43人(25.0%)	124人(17.5%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	214人(20.4%)
(2)上記(1)の回答が①であった方の状況							
ア. どのように脱手の支給を受けたか							
①自分で請求	1人(3.8%)	23人(18.0%)	34人(19.8%)	266人(37.5%)	3人(100%)	11人(91.7%)	338人(32.2%)
②事業所を通じて	8人(30.8%)	36人(28.1%)	50人(29.1%)	165人(23.3%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	259人(24.7%)
③覚えていない	2人(7.7%)	11人(8.6%)	21人(12.2%)	92人(13.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	126人(12.0%)
イ. 上記ア. の回答が②であった方が、委任状を書いたか							
①書いた	0人(0.0%)	1人(0.8%)	3人(1.7%)	13人(1.8%)	0人(0.0%)	-	17人(1.6%)
②書いていない	2人(7.7%)	14人(10.9%)	17人(9.9%)	52人(7.3%)	0人(0.0%)	-	85人(8.1%)
③覚えていない	6人(23.1%)	21人(16.4%)	30人(17.4%)	100人(14.1%)	0人(0.0%)	-	157人(14.9%)
ウ. 理由や経緯に心当たりがあるか							
①ある	2人(7.7%)	20人(15.6%)	31人(18.0%)	186人(26.2%)	3人(100%)	5人(41.7%)	260人(24.8%)
②ない	9人(34.6%)	50人(39.1%)	74人(43.0%)	337人(47.5%)	0人(0.0%)	6人(50.0%)	463人(44.1%)
エ. 心当たりがある場合、資料を持っている							
①持っている	0人(0.0%)	0人(0.0%)	2人(1.2%)	7人(1.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	9人(0.9%)
②持っていない	11人(42.3%)	70人(54.7%)	103人(59.9%)	516人(72.8%)	3人(100%)	11人(91.7%)	714人(68.0%)
(3)上記(1)の回答が②であった方の状況							
ア. 退職時に退職金等の支給を受けたか							
①受けた	0人(0.0%)	4人(3.1%)	8人(4.7%)	14人(2.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	24人(2.3%)
②受けていない	3人(11.5%)	16人(12.5%)	10人(5.8%)	39人(5.5%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	69人(6.6%)
③覚えていない	0人(0.0%)	3人(2.3%)	6人(3.5%)	9人(1.3%)	0人(0.0%)	1人(8.3%)	20人(1.9%)
イ. 脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか							
①ない	3人(11.5%)	21人(16.4%)	15人(8.7%)	51人(7.2%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	90人(8.6%)
②ある	0人(0.0%)	1人(0.8%)	0人(0.0%)	1人(0.1%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	2人(0.2%)
③覚えていない	0人(0.0%)	1人(0.8%)	9人(5.2%)	10人(1.4%)	0人(0.0%)	1人(8.3%)	21人(2.0%)
ウ. 上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか							
①書いた	-	0人(0.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	-	0人(0.0%)
②書いていない	-	1人(0.8%)	0人(0.0%)	1人(0.1%)	0人(0.0%)	-	2人(0.2%)
③覚えていない	-	0人(0.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	-	0人(0.0%)
エ. 資料を持っているか							
①持っている	0人(0.0%)	0人(0.0%)	1人(0.6%)	2人(0.3%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	1人(0.1%)
②持っていない	3人(11.5%)	23人(18.0%)	23人(13.4%)	60人(8.5%)	0人(0.0%)	1人(8.3%)	112人(10.7%)
オ. 記録回復の申立てを行うか							
①行う	1人(3.8%)	9人(7.0%)	13人(7.6%)	36人(5.1%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	59人(5.6%)
②行わない	2人(7.7%)	7人(5.5%)	4人(2.3%)	16人(2.3%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)	28人(2.7%)
③考えさせてほしい	0人(0.0%)	7人(5.5%)	7人(4.1%)	10人(1.4%)	0人(0.0%)	1人(8.3%)	26人(2.5%)

(参考2)受給者・受給者以外別(中間集計)

質問事項	受給者 (828人)	受給者以外 (222人)	合計 (1,050人)
(1)実際に脱手の支給を受けたか			
①受けた	562人(67.9%)	161人(72.5%)	723人(68.9%)
②受けていない	88人(10.6%)	25人(11.3%)	113人(10.8%)
③覚えていない	178人(21.5%)	36人(16.2%)	214人(20.4%)
(2)上記(1)の回答が①であった方の状況			
ア.どのように脱手の支給を受けたか			
①自分で請求	252人(30.4%)	86人(38.7%)	338人(32.2%)
②事業所を通じて	217人(26.2%)	42人(18.9%)	259人(24.7%)
③覚えていない	93人(11.2%)	33人(14.9%)	126人(12.0%)
イ.上記ア.の回答が②であった方が、委任状を書いたか			
①書いた	13人(1.6%)	4人(1.8%)	17人(1.6%)
②書いていない	76人(9.2%)	9人(4.1%)	85人(8.1%)
③覚えていない	6人(0.7%)	29人(13.1%)	157人(14.9%)
ウ.理由や経緯に心当たりがあるか			
①ある	197人(23.8%)	63人(28.4%)	260人(24.8%)
②ない	365人(44.1%)	98人(44.1%)	463人(44.1%)
エ.心当たりがある場合、資料を持っている			
①持っている	9人(1.1%)	0人(0.0%)	9人(0.9%)
②持っていない	553人(66.8%)	161人(72.5%)	714人(68.0%)
(3)上記(1)の回答が②であった方の状況			
ア.退職時に退職金等の支給を受けたか			
①受けた	17人(2.1%)	7人(3.2%)	24人(2.3%)
②受けていない	55人(6.6%)	14人(6.3%)	69人(6.6%)
③覚えていない	16人(1.9%)	4人(1.8%)	20人(1.9%)
イ.脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか			
①ない	71人(8.6%)	19人(8.6%)	90人(8.6%)
②ある	1人(0.1%)	1人(0.5%)	2人(0.2%)
③覚えていない	16人(1.9%)	5人(2.3%)	21人(2.0%)
ウ.上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか			
①書いた	0人(0.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)
②書いていない	1人(0.1%)	1人(0.5%)	2人(0.2%)
③覚えていない	0人(0.0%)	0人(0.0%)	0人(0.0%)
エ.資料を持っているか			
①持っている	0人(0.0%)	1人(0.5%)	1人(0.1%)
②持っていない	88人(10.6%)	24人(10.8%)	112人(10.7%)
オ.記録回復の申立てを行うか			
①行う	44人(5.3%)	15人(6.8%)	59人(5.6%)
②行わない	23人(2.8%)	5人(2.3%)	28人(2.7%)
③考えさせてほしい	21人(2.5%)	7人(3.2%)	26人(2.5%)

(注)受給者・受給者以外の別は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況による。

(参考3)男女別(中間集計)

質問事項	男性 (10人)	女性 (1040人)	合計 (1,050人)
(1)実際に脱手の支給を受けたか			
①受けた	6人(60.0%)	717人(68.9%)	723人(68.9%)
②受けていない	0人(0.0%)	113人(10.9%)	113人(10.8%)
③覚えていない	4人(40.0%)	210人(20.2%)	214人(20.4%)
(2)上記(1)の回答が①であった方の状況			
ア.どのように脱手の支給を受けたか			
①自分で請求	5人(50.0%)	333人(32.0%)	338人(32.2%)
②事業所を通じて	1人(10.0%)	258人(24.8%)	259人(24.7%)
③覚えていない	0人(0.0%)	126人(12.1%)	126人(12.0%)
イ.上記ア.の回答が②であった方が、委任状を書いたか			
①書いた	0人(0.0%)	17人(1.6%)	17人(1.6%)
②書いていない	0人(0.0%)	85人(8.2%)	85人(8.1%)
③覚えていない	1人(10.0%)	156人(15.0%)	157人(14.9%)
ウ.理由や経緯に心当たりがあるか			
①ある	3人(30.0%)	257人(24.7%)	260人(24.8%)
②ない	3人(30.0%)	460人(44.2%)	463人(44.1%)
エ.心当たりがある場合、資料を持っている			
①持っている	0人(0.0%)	9人(0.9%)	9人(0.9%)
②持っていない	6人(60.0%)	708人(68.1%)	714人(68.0%)
(3)上記(1)の回答が②であった方の状況			
ア.退職時に退職金等の支給を受けたか			
①受けた	-	24人(2.3%)	24人(2.3%)
②受けていない	-	69人(6.6%)	69人(6.6%)
③覚えていない	-	20人(1.9%)	20人(1.9%)
イ.脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか			
①ない	-	90人(8.7%)	90人(8.6%)
②ある	-	2人(0.2%)	2人(0.2%)
③覚えていない	-	21人(2.0%)	21人(2.0%)
ウ.上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか			
①書いた	-	0人(0.0%)	0人(0.0%)
②書いていない	-	2人(0.2%)	2人(0.2%)
③覚えていない	-	0人(0.0%)	0人(0.0%)
エ.資料を持っているか			
①持っている	-	1人(0.1%)	1人(0.1%)
②持っていない	-	112人(10.8%)	112人(10.7%)
オ.記録回復の申立てを行うか			
①行う	-	59人(5.7%)	59人(5.6%)
②行わない	-	28人(2.7%)	28人(2.7%)
③考えさせてほしい	-	26人(2.5%)	26人(2.5%)